

ほくでん光 スピードプラン各種サービス会員規約本則

北海道電力株式会社

北海道電力株式会社（以下「当社」といいます。）は、ほくでん光 スピードプラン各種サービス会員規約本則（以下「本則」といいます。）を、次のとおり定めます。

第1章 総則

第1条（定義）

本則における用語を次のとおり定義いたします。

- (1) 「ほくでん光 スピードプラン各種サービス」とは、当社が提供する各種サービスをいいます。
- (2) 「会員」とは、当社が定める手続に従いほくでん光 スピードプラン各種サービスの全部または一部を利用する資格を持つ個人をいいます。
- (3) 「個別規定」とは、ほくでん光 スピードプラン各種サービスの利用に関して、当社が別途定める規定をいいます。
なお、個別規定には、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等により通知する条件を含みます。
- (4) 「本規約」とは、本則および個別規定を総称していいます。
- (5) 「接続サービス」とは、当社が「ほくでん光 スピードプラン各種サービス」ブランドにて提供するインターネット接続サービスをいいます。
- (6) 「当社サービス」とは、ほくでん光 スピードプラン各種サービスを含む、当社が提供するサービスの総称をいいます。
- (7) 「ID 等」とは、当社が会員に貸与するユーザーID、自己の設定するパスワード、その他ほくでん光 スピードプラン各種サービスを利用するために当社が会員に対して付与する記号または番号をいいます。
- (8) 「他者提供サービス」とは、当社が付与する ID 等を用いて利用する、当社が指定する他者が提供する無償または有償のサービスをいいます。
- (9) 「会員情報」とは、ほくでん光 スピードプラン各種サービスに関して会員が当社に対して提供する、氏名、住所、生年月日、カード番号等の、会員を認識または特定できる情報をいいます。
- (10) 「履歴情報」とは、当社に記録される会員によるほくでん光 スピードプラン各種サービスの利用履歴をいいます。
- (11) 「電気通信設備」とは、電気通信を行なうための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。
- (12) 「ほくでん光 スピードプラン取扱局」とは、電気通信設備を設置し、それによりほくでん光 スピードプランに関する業務を行なう当社の事業所をいいます。
- (13) 「取扱局交換設備」とは、ほくでん光 スピードプラン取扱局に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます。）をいいます。
- (14) 「相互接続」とは、当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます）第 9 条の登録を受けた者または事業法第 16 条の届出をした

者をいいます。)との間の相互接続協定(当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。)にもとづく接続をいいます。

- (15) 「相互接続点」とは、相互接続に係る電気通信設備の接続点をいいます。
- (16) 「契約者回線」とは、ほくでん光 スピードプラン各種サービスの利用契約にもとづいて、ほくでん光 スピードプラン取扱局内に設置された取扱局交換設備とその取扱局交換設備が設置されたほくでん光 スピードプラン取扱局内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線(相互接続点との間に設置されるものを除きます)をいいます。
- (17) 「加入者回線」とは、ほくでん光 スピードプラン各種サービスの利用契約にもとづいて、ほくでん光 スピードプラン取扱局内に設置された取扱局交換設備とほくでん光 スピードプラン各種サービスの利用契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。
- (18) 「端末設備」とは、加入者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)または同一の建物内にあるものをいいます。
- (19) 「自営端末設備」とは、会員が設置する端末設備をいいます。
- (20) 「自営電気通信設備」とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のものをいいます。
- (21) 「技術基準等」とは、端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)および端末設備等の接続の技術的条件をいいます。

第2条(本規約の適用および変更)

- 1. 本則は、すべてのほくでん光 スピードプラン各種サービスおよび他者提供サービスの利用に関し適用いたします。また、個別規定は、該当するほくでん光 スピードプラン各種サービスの利用に関し適用いたします。
- 2. ほくでん光 スピードプラン各種サービスおよび他者提供サービスに関し、本則に定める内容と個別規定または他者提供サービスに関する規定に定める内容が異なる場合には、別途当社が明示的に定める場合を除き、個別規定または他者提供サービスに関する規定に定める内容が優先して適用いたします。
- 3. 当社は、民法第548条の4の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、本規約を変更することがあります。

第2章 申込・退会

第3条(利用申込)

- 1. ほくでん光 スピードプラン各種サービスの利用希望者は、本則および該当する個別規定を承認のうえ、ほくでん光 スピードプラン各種サービスごとに当社が別途指定する手続きに従ってほくでん光 スピードプラン各種サービスの利用を申込みものとし、当社がこれを承諾し、当該手が完了した時点で該当するほくでん光 スピードプラン各種サービスの利用契約が成立して利用資格を得、会員となるものといたします。

2. 他者提供サービスの利用希望者は、本則および該当する他者提供サービスに関する規定を承認したうえで、当該他者が別途指定する手続きに従って当該他者提供サービスの利用を申し込んでいただきます。

なお、他者提供サービスの利用資格を得た会員は、他者提供サービスに関する利用契約が当該他者との間で成立することをあらかじめ承諾していただきます。

3. 既に会員である方が、利用資格を得ていない他者提供サービスの利用を新たに希望される場合、契約中のほくでん光 スピードプラン各種サービスに付帯可能な他者提供サービスである場合に限り、新たに入会手続きを経ることなく、当社が別途定める他者提供サービスの利用申込手続きを経て、当社および他者提供サービスの提供者が承認することにより、かかる他者提供サービスの利用が開始できるものといたします。利用資格を得ていないほくでん光 スピードプラン各種サービスの利用を新たに希望される場合は、新たに入会手続きを行なっていただきます。
4. 成年被後見人、被保佐人または被補助人であるほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスの利用希望者は、成年後見人、保佐人または補助人から事前に同意を得たうえで、前三項に述べる手続きに従って、ほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスの利用を申し込んでいただきます。
5. 本条に定める申込みについて、ほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスの利用希望者が次のいずれかに該当し、または該当するおそれが高いと当社が判断した場合、当社はその申込みを承諾しない場合があります。
 - (1) 利用申込にあたり、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあった場合
 - (2) 利用申込にあたり、ほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスの利用希望者が指定したクレジットカードまたは指定口座について、クレジットカード会社、収納代行会社または金融機関等により利用停止処分等を受けている場合
 - (3) 過去に、当社サービスまたは他者提供サービスの利用資格の停止または失効を受けた場合
 - (4) 過去に、当社サービスまたは他者提供サービスの利用に際し、料金の未納、滞納または不当にその支払いを免れる行為をした場合
 - (5) 利用申込者が、未成年である場合
 - (6) 利用申込者が、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みの際に自らの成年後見人、保佐人または補助人の同意を得ていない場合
 - (7) 不適切または不正な申込み等、ほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスを利用する意思のない申込みであると当社が合理的に判断した場合
 - (8) その他、業務の遂行上または技術上、支障を来すと、当社が合理的に判断した場合

第4条（解約・退会）

1. ほくでん光 スピードプラン各種サービスを利用する会員が、当社所定の手続きに従って、当該ほくでん光 スピードプラン各種サービスの終了を申し出ていただいた場合、別途当社が定める日をもって、当該ほくでん光 スピードプラン各種サービスを利用する会員と当社との間の当該ほくでん光 スピードプラン各種サービスに関する利用契約は解約され、当該ほくでん光 スピードプラン各種サービスの提供を終了するものといたします。

なお、この場合、個別規定に規定されている場合を除き、料金の日割りによる計算は行ないません。

2. 他者提供サービスを利用する会員は、当社または当該他者所定の手続に従って、当該他者提供サービスに関する利用契約を解約していただきます。
3. 前二項に従い、ほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスに関する利用契約が終了した場合、当該ほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは当該他者提供サービスを利用する会員は、当該ほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは当該他者提供サービスの提供が終了する日までに発生する当社または当社が指定する他者に対する債務の全額を、当社の指示に従い支払っていただきます。

なお、当社は、ほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスに関する利用契約が終了した場合であっても、既に支払われた料金等を、当該会員に対して払い戻す義務を負いません。

第5条（ほくでん光 スピードプラン各種サービス利用資格の停止および失効）

1. 会員が次の各号の一に該当し、または該当するおそれが高いと当社が判断した場合、当社は、事前に通知することなく、ただちに該当する会員のほくでん光 スピードプラン各種サービスおよび他者提供サービスの利用資格の全部もしくは一部を停止するまたは失効させることがあります。
 - （1）会員が第3条（利用申込）第5項各号に該当した場合
 - （2）会員が第12条（設備等の検査および注意喚起）第1項にもとづく検査を拒んだ場合
 - （3）会員が第12条（設備等の検査および注意喚起）第2項にもとづく自営端末設備または自営電気通信設備の取り外しを行わない場合
 - （4）会員が第16条（禁止事項）第1項各号に定める禁止行為を行なった場合
 - （5）会員により、ほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスに関する料金等の支払債務の履行遅延または不履行があり、相当な期間を定めた催告をしてもなお是正されない場合
 - （6）支払いの停止または破産手続開始の申立てがあった場合
 - （7）会員が本則または該当する個別規定に違反した場合
 - （8）会員が、当社のお問い合わせ窓口等に長時間の架電を行なう、同様の問い合わせを過度に繰り返し行なう、不当な義務もしくは要求等を強要する、または嫌がらせを行なう等、当社の業務に支障を来たした場合
 - （9）会員が死亡した場合
 - （10）会員が権利能力を失った場合
 - （11）その他、会員として不適切、またはほくでん光 スピードプラン各種サービスもしくは他者提供サービスの提供に支障があると当社が合理的に判断した場合
2. 前項に従い、いずれかのほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスの利用資格が停止または失効した場合、該当する会員は、期限の利益を失い、かかる利用資格の停止または失効の日までに発生したほくでん光 スピードプラン各種サービスに関連する当社に対する債務の全額を、当社の指示する方法で一括して支払っていただきます。
3. 当社は、会員の責となる理由により、会員のほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスの利用資格が停止、失効または終了した場合であっても、会員によって既に支払われたほくでん光 スピードプラン各種サービスに関する入会金や料金等を、払い戻す義務を負いません。

4. 会員が当社と複数契約を締結している場合、当該契約のいずれかにもとづいて利用するほくでん光 スピードプラン各種サービスの全部もしくは一部、または他者提供サービスの全部もしくは一部について、その利用資格の停止または失効となった場合、当社は、当該会員が締結する他のすべての契約にもとづいて利用するほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスの全部または一部についても、その利用資格を停止または失効させることがあります。
5. 本則または各個別規定の定めに従って会員がほくでん光 スピードプラン各種サービスおよび他者提供サービスの利用資格をすべて失った場合、当該会員は退会したものとみなします。

第3章 ほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスの利用・提供

第6条（設備等の準備）

1. 会員は、通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となるすべての機器の準備、設置、接続および設定、回線利用契約の締結ならびにアクセスポイントへの接続、インターネット接続サービスへの加入、その他自己の利用するほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスを利用するために必要な準備を、自己の費用と責任において行なっていただきます。
2. 当社は、会員がほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスを利用するにあたり使用する通信機器、ソフトウェアおよびこれらに付随して必要となるすべての機器との互換性を確保するために、当社またはソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の管理する設備、システムもしくはソフトウェアを改造、変更または追加する義務、ならびにほくでん光 スピードプラン各種サービスの提供方法を変更する義務を負いません。

第7条（ほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスの提供）

当社は、理由の如何を問わず、会員に事前の通知をすることなく、ほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスの全部または一部の変更、追加および廃止することがあります。ただし、個別規定で定める個々のほくでん光 スピードプラン各種サービスの全部を廃止する場合、ならびに本規約の変更をとまなうほくでん光 スピードプラン各種サービスの内容の変更、追加および削除を行なう場合には、当社は自らが適当と判断する方法で、事前に当該ほくでん光 スピードプラン各種サービスの利用資格を有する会員にその旨を電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等により通知いたします。

第8条（ほくでん光 スピードプラン各種サービスおよび他者提供サービスの利用）

1. ほくでん光 スピードプラン各種サービスおよび他者提供サービスは、その利用資格を有する会員のみが利用できるものといたします。会員は、ほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスの利用資格を得た後に、ほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスの利用条件または利用内容を変更する場合、当社が別途指定する手続に従っていただきます。
2. 会員は、本規約に従ってほくでん光 スピードプラン各種サービスを利用していただきます。
3. 会員は、ほくでん光 スピードプラン各種サービスと同時にまたはこれに関連してほくでん光 スピードプラン各種サービスおよび他者提供サービス以外の各種インターネットサービスを利用する場合であっても、かかるインターネットサービスに関する規約、契約、利用条件等にかかわらず、

ほくでん光 スピードプラン各種サービスおよび他者提供サービスの利用に関しては、本規約の内容に従っていただきます。

4. 会員は、本規約にて明示的に定める場合を除き、自らがほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスを通じて発信する情報、および自己によるほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスの利用につき責任を負っていただきます。
5. ほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスの利用に関連して、会員が他の会員、第三者または当社に対して損害を与えた場合、あるいは会員と他の会員または第三者（他者提供サービスを提供する他者も含みます。）との間で紛争が生じた場合、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償またはかかる紛争を解決していただきます。

第9条（料金および支払い）

1. 会員は、ほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスの利用にあたって、別途当社が定める利用料金等の料金を、別途当社の定める方法により支払っていただきます。
2. 当社は、当社が適当と判断する方法で会員に事前に通知することにより、前項に定める料金およびその支払い方法を変更することがあります。ただし、料金およびその支払方法の変更の詳細については、インターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載することにより、会員への通知に代えることがあります。その場合、会員は、料金およびその支払方法の変更に関する通知の日から起算して8日以内に、第4条（解約・退会）に従って該当するほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスの利用の終了を申し出ていただきます。

第10条（当社等が管理する設備の修理または復旧）

1. ほくでん光 スピードプラン各種サービスの利用中に会員が当社またはソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の管理する設備、システムまたはほくでん光 スピードプラン各種サービスに異常、故障または障害を発見した場合、会員は、会員自身の設備、ソフトウェア等に異常、故障または障害がないことを確認したうえ、当社またはソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の管理する設備もしくはシステムの修理またはほくでん光 スピードプラン各種サービスの復旧を当社に申し出ていただきます。
2. 当社またはソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の管理する設備、システムまたはほくでん光 スピードプラン各種サービスに異常、故障または障害が生じあるいは当社またはソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の管理する設備もしくはシステムが滅失または毀損し、ほくでん光 スピードプラン各種サービスを提供できないことを当社が知った場合、当社はすみやかにその設備またはシステムを修理し、ほくでん光 スピードプラン各種サービスを復旧するよう努めます。

第11条（ほくでん光 スピードプラン各種サービスの提供の制限）

1. 天災、地変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合、当社またはソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の管理する設備またはシステムの保守を定期的にまたは緊急に行なう場合、あるいは当社またはソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の管理する設備またはシステムの障害その他やむを得ない事由が生じた場合、当社は、自らの判断によ

り会員に対するほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスの提供の全部または一部を制限することがあります。

なお、当社は、本項によりほくでん光 スピードプラン各種サービスの提供を制限する場合、当社が適当と判断する方法で事前に会員にその旨を電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等により通知いたします。ただし、かかるほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスの提供の制限が緊急に必要な場合、またはやむを得ない事情により通知できない場合には、この限りではありません。

2. 当社は、次のいずれかに該当する場合、事前に会員に通知することなく、自らの判断により会員に対するほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスの提供の全部または一部を制限することがあります。
 - (1) 事業法第8条に従い災害の予防または救援、交通、通信または電力の供給の確保等に関する通信を優先的に取扱う必要がある場合
 - (2) 法令または管轄官公庁の求めるところに従う場合
 - (3) その他当社の責とならない理由による場合
3. 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が作成した児童ポルノを掲載しているWebサイトのアドレスリストにもとづき、当該Webサイトならびに当該Webサイトに掲載されている一部の映像または画像への会員からの閲覧要求を検知し、当該Webサイト全体の閲覧または当該Webサイトに掲載されている一部の映像または画像の全部もしくは一部の閲覧を制限することがあります。
4. 当社は、会員により帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行なわれる当社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。
5. 当社は、前各項のほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスの提供の制限によって生じた会員の損害につき責任を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失に起因する場合は、この限りではありません。

第12条（設備等の検査および注意喚起）

1. 当社は、契約者回線または加入者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合、当該自営端末設備または自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合性等に関する検査を実施することがあります。この場合、会員は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第32条第2項で規定する場合を除き、本項の検査を受けることを承諾していただきます。

なお、自営端末設備または自営電気通信設備の設置の場所に立ち入る場合、当社の係員は、所定の証明書を提示いたします。
2. 前項の検査を行なった結果、自営端末設備または自営電気通信設備が技術基準等に適合していると認められない場合、会員は、その自営端末設備または自営電気通信設備を契約者回線または加入者回線から取り外していただきます。
3. 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法にもとづく国立研究開発法人情報通信研究機構およびその他信頼できる第三者（以下、併せて「信頼できる第三者」といいます。）が行なう特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、信頼できる第三者が行なう、送信型対電気

通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワークまたは電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行なわれるサイバー攻撃をいいます。）のおそれへの対処を求める通知にもとづき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備の IP アドレスおよびタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する会員を確認し、注意喚起を行なうことがあります。

第4章 接続サービス

第13条（接続サービスの利用者）

接続サービスの利用者は、当該会員本人のみといたします。

第14条（接続サービスの利用）

会員は、接続サービスの利用にあたり、自己の利用する接続アカウントなどの ID 等の管理を行なうていただきます。

第5章 会員の義務等

第15条（著作権）

1. 会員は、ほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスを通じて当社が会員に提供する情報（映像、音声、文章等を含みます。）に関する著作権が、当社または当社に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものであることを確認いたします。
2. 会員は、ほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスを通じて当社から提供される情報を自己の私的利用の目的にのみ利用するものとし、商業目的の利用や、他者への転送、一般公衆が閲覧できるホームページ等への掲載等を行なってはならないものといたします。

第16条（禁止事項）

1. 会員は、ほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスの利用にあたって次の行為を行なってはならないものといたします。
 - （1）著作権、その他の知的財産権を侵害する行為
 - （2）財産、プライバシーまたは肖像権を侵害する行為
 - （3）差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、または名誉・信用を毀損する行為
 - （4）詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為
 - （5）猥褻、児童ポルノもしくは児童虐待にあたる画像、映像、音声もしくは文書等を送信、掲載もしくは表示する行為、これらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、掲示、表示もしくは販売を想起させる広告を表示もしくは送信する行為
 - （6）薬物犯罪、規制薬物、危険ドラッグ等の濫用に結びつく行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行なう行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品等を販売等する行為
 - （7）貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行なう行為または貸付契約の締結の勧誘を行なう行為

- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (9) 事実と反する情報を送信・掲載する行為、または情報を不正に書き換える、改ざんする、または消去する行為
- (10) 公職選挙法に違反する行為
- (11) ほくでん光 スピードプラン各種サービスを通じてまたはほくでん光 スピードプラン各種サービスに関連する営利を目的とする行為、またはその準備を目的とする行為
- (12) 当社サービス、または第三者が管理するサーバ等の設備の運営を妨げる行為
- (13) 無断で広告宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、大量のメールを送信する等により他の会員もしくは第三者のメールの送受信を妨害する行為、または受信者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
- (14) コンピューターウィルス等有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、またはそれらを支援、宣伝もしくは推奨する行為
- (15) 他の会員になりすましてほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスを利用する行為
- (16) 違法行為（違法な賭博・ギャンブル、拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人または脅迫等を含みますがこれらに限られません。）を行なわせ、請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
- (17) 人を自殺に誘引もしくは勧誘する行為、または他の会員もしくは第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (18) 法令もしくは公序良俗（売春、暴力、残虐等）に違反し、または他の会員もしくは第三者に不利益を与える行為
- (19) 前各号に定める行為を助長する行為
- (20) 前各号に該当するおそれがあると当社が合理的に判断する行為
- (21) その他、当社が不適切と合理的に判断する行為

第17条（ID等の管理）

1. 会員は、ID等の管理責任を負っていただきます。
2. 会員は、ID等を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等したりしてはならないものといたします。
3. 会員は、自己の設定するパスワードを定期的に変更していただきます。
4. 会員による ID 等の管理不十分、使用上の過誤または第三者の使用等による損害は会員が負担し、当社は責任を負いません。また、第三者による ID 等の使用により発生したほくでん光 スピードプラン各種サービスの料金等については、かかる第三者による ID 等の使用が当社の責となる理由により行なわれた場合を除き、すべて当該 ID 等の管理責任を負う会員の負担といたします。ただし、当社の故意または重大な過失に起因する場合は、この限りではありません。
5. 会員は、ID等の失念があった場合、または ID 等が第三者に使用されていることが判明した場合、ただちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従っていただきます。

6. 会員は、会員の ID 等が第三者に使用されるおそれがある場合、その他やむを得ない事由が生じるまたはそのおそれのある場合、当社自らの裁量により会員の ID 等を変更することがあることをあらかじめ承諾していただきます。

第6章 会員の提供情報・会員情報

第18条（会員の発信・提供する情報）

1. 会員が、ほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスを通じてインターネット上で発信または提供した情報に関連して、他の会員もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、または他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、当該会員は、自己の費用と責任において、かかる紛争を解決または損害を賠償していただきます。
2. 当社は、会員がほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスを通じてインターネット上で発信または提供した情報が、次のいずれかの事項に該当すると判断した場合、当該情報を削除するまたは弊社の指定する者に削除させることがあります。
 - (1) 会員が第16条（禁止事項）第1項各号に定める禁止行為を行なった場合
 - (2) ほくでん光 スピードプラン各種サービス、他者提供サービスまたは当社もしくはソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の管理する設備もしくはシステムの保守管理上必要であると当社またはソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が判断した場合
 - (3) 会員によりほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスを通じて登録またはインターネット上で提供された情報量が、当該会員に割り当てられた当社またはソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の管理する設備およびシステムの所定の記録容量を超過した場合
3. 前項にもかかわらず、当社は、会員によりほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスを通じて登録またはインターネット上で提供された情報が前項各号の一に該当する場合であっても、その削除義務を負いません。
4. 当社は、会員によりほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスを通じて登録またはインターネット上で提供された情報を本条に従い削除したこともしくは削除させたこと、または当該情報を削除しなかったこともしくは削除させなかったことにより当該会員に発生した損害について、責任を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失に起因する場合は、この限りではありません。
5. 当社は、会員により、ほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスを通じて登録またはインターネット上で提供された情報に関する保存および消失について、責任を負いません。

第19条（会員情報の取扱い）

1. ほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスの利用希望者は、第3条（利用申込）の諸手続きにおいて、当社からの会員情報の提供の要請に応じて、正確な会員情報を当社に提供していただきます。
なお、当社は、当該利用希望者個人を識別できる情報を、当該利用希望者の同意を得ることなく取得いたしません。

2. 会員が既に当社に届け出ている会員情報に変更が生じた場合、会員は、当社が別途指示する方法により、すみやかに当社に対してかかる変更を届け出ていただきます。
3. 当社は、会員情報および履歴情報を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」にもとづく安全管理措置を講じて保護いたします。
4. 会員は、当社が会員情報および履歴情報を、ほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスを提供する目的のために、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社および当社の委託先に提供する場合があることに同意していただきます。
5. 会員は、当社が会員情報および履歴情報を、ほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスを提供する目的の他に、次の各号に定める目的のために、第1号および第2号に定める場合は利用、第3号から第8号までに定める場合は利用または第三者に提供することがあることに同意していただきます。

- (1) 当社が会員に対し、ほくでん光 スピードプラン各種サービスもしくは他者提供サービスの追加もしくは変更のご案内、または緊急連絡の目的で、電子メールや郵便等で通知する場合、または電話等により連絡する場合
- (2) 当社または当社の提携先等第三者の提供するサービスや商品に関する広告宣伝またはその他の案内を、電子メールもしくは郵便等で通知する場合、電話等により連絡する場合、または会員がアクセスした当社のホームページ上その他会員の情報端末機器の画面上に表示する場合
- (3) 当社が、ほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスに関する利用動向を把握する目的で、会員情報の統計分析を行ない、個人を識別できない形式に加工して、利用または提供する場合
- (4) 法的な義務をとまなう開示要求へ対応する場合
- (5) 第9条（料金および支払い）に定める料金に関する決済を行なう目的で金融機関等に提供する場合

なお、この場合、当社は、当該会員情報に、暗号化等、金融機関等を除く第三者が閲覧できない状態にした上で当該決済に必要な会員情報のみを金融機関等に提供いたします。

- (6) クレジットカードその他決済手段の第三者による不正使用の脅威を特定し、かかる脅威から会員および当社を保護する目的での分析および対策を実施する場合。なお、この場合において、会員の決済手段がクレジットカードの場合には、当社は、会員情報および履歴情報の一部を会員が利用しているクレジットカード会社に提供します。会員が利用しているクレジットカード会社が外国にある場合、会員情報および履歴情報の一部が、クレジットカード会社の所在する国・地域に移転される場合があります。当社では、会員情報および履歴情報の一部からは、ご利用のクレジットカード会社および当該クレジットカード会社が所在する国・地域を特定することができないため、以下の個人情報保護措置に関する情報を把握して、ご提供することはできません。

- ・クレジットカード会社が所在する国・地域の名称
- ・当該国・地域の個人情報保護制度に関する情報
- ・クレジットカード会社の個人情報保護の措置

※各国・地域における個人情報保護制度に関する情報は、以下のページをご確認ください。

(<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku>)

(7) 当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」にもとづき利用する場合

(8) 会員から事前に同意を得た場合

6. 前項第2号にもかかわらず、会員は、会員情報および履歴情報を利用しての当社からの情報の提供や問い合わせの受領を希望しない場合には、当社に対してその旨申し出ていただき、当社はかかる会員の請求に応えるように努めます。ただし、かかる当社からの情報の提供や問い合わせが、会員に対するほくでん光 スピードプラン各種サービスの提供に関連して必要な場合には、この限りではありません。
7. 会員は、会員情報を照会または変更することを希望する場合には、別途当社が定める手続きに従ってかかる照会または変更を申し出ていただきます。
- なお、婚姻その他法令により氏名の変更が認められている場合を除き、会員が、当社に登録した自らの氏名を変更することはできません。
8. 当社は、会員からの会員情報または履歴情報に関しての問い合わせについては、お問い合わせ窓口にて受け付けいたします。

第7章 免責等

第20条（免責）

1. 当社は、ほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスの内容、ならびに会員がほくでん光 スピードプラン各種サービスまたは他者提供サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行ないません。
2. ほくでん光 スピードプラン各種サービスの提供、遅滞、変更、中止または廃止、ほくでん光 スピードプラン各種サービスを通じて登録、提供または収集された会員の情報の消失、その他ほくでん光 スピードプラン各種サービスに関連して発生した会員の損害について、当社は本則または個別規定にて明示的に定める以外一切を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失に起因する場合は、この限りではありません。
3. 当社および当社の委託先以外の第三者の責となる理由によって、会員がほくでん光 スピードプラン各種サービスの全部または一部を利用できないことにつき、当社は責任を負いません。
4. 当社は、他者提供サービスの全部または一部の利用に伴いまたは利用できないことに伴い、会員に生じた損害について、その責任を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失に起因する場合は、この限りではありません。

第21条（損害賠償に関する特則）

1. 当社の責となる理由により、会員がほくでん光 スピードプラン各種サービスをまったく利用できないために当該会員に損害が発生した場合、当該会員がほくでん光 スピードプラン各種サービスをまったく利用できない状態となったことを当社が知った時刻から起算して24時間以上かかる状態が継続したときに限り、当社は、当該会員のほくでん光 スピードプラン各種サービス利用不能時間数を24で除した商（小数点以下の端数は切り捨てます）に、実際に利用が不能となった当該会員のほくでん光 スピードプラン各種サービスの月額の利用料金（基本料金または固定料金）の30分の1を乗じて算出した額を賠償額の限度として、当該会員に現実発生した通常かつ直接の損害の金銭賠償請求に応じます。当社は、当社の責とならない理由から会員に生じた損害、当社の予見

の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害、逸失利益、および第三者からの損害賠償請求にもとづく会員の損害その他の損害については責任を負いません。

2. 前項に定めるほくでん光 スピードプラン各種サービスの利用不能が、当社がその業務の全部または一部を委託している電気通信事業者、他の電気通信事業者または当社が指定する第三者の責となる理由により発生した場合、当社が会員に対して応じるべき損害賠償の額の総額は、かかる理由に関して当該電気通信事業者、他の電気通信事業者または当社が指定する第三者から当社が受領した損害賠償額を上限といたします。ただし、当社から個々の会員に対して支払われるべき賠償金額については、前項の適用を妨げるものではありません。
3. 前項において、賠償の対象となる会員が複数ある場合で、当社からの賠償金額の合計が、当社が電気通信事業者、他の電気通信事業者または当社が指定する第三者から受領した損害賠償額を超える場合、賠償の対象となる各会員への当社の賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を第1項により算出された各会員に対して返還すべき額で比例配分した金額といたします。
4. 当社の故意または重大な過失によりほくでん光 スピードプラン各種サービスが利用不能となったときは、前三項は適用いたしません。

第8章 雑則

第22条（債権譲渡）

当社は、会員に対して有する利用料金その他の債権を第三者に譲渡することがあり、会員は、これをあらかじめ承諾していただきます。

第23条（譲渡禁止）

会員は、当社が別途定める手続きによる場合を除き、または当社の事前の同意を得ることなく、会員たる地位ならびに本規約上会員が有する権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡してはならないものといたします。

第24条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本国法を準拠法といたします。

第25条（協議解決の原則および管轄裁判所）

1. ほくでん光 スピードプラン各種サービスに関連して会員と当社との間で問題が生じた場合には、会員と当社の間で誠意をもって協議いたします。
2. 前項に定める協議をしても解決できない紛争については、札幌地方裁判所または札幌簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

附則

本則は2025年3月24日から実施いたします。